

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	岩手町

岩手町鳥獣被害防止計画

令和2年

岩手町

<連絡先>

担当部署名 岩手町役場 農林課
所在地 岩手県岩手郡岩手町大字五日市 10-44
電話番号 0195-62-2111
FAX番号 0195-62-3589
メールアドレス nourin-1@town.iwate.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、カラス、ハクビシン
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	岩手県岩手町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	デントコーン	15 a 130 千円
	スイートコーン	5 a 40 千円
ニホンジカ	水稲	30 a 292 千円
	野菜（キャベツ、レタス、枝豆等）	20 a 450 千円
	飼料作物	15 a 90 千円
カラス	水稲	17 a 165 千円
	ブルーベリー	5 a 148 千円
	キャベツ	1 a 24 千円
ハクビシン	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	被害は町内全域で中山間地を中心に初夏から秋にかけて発生、常態化している。主な被害作物はスイートコーンと飼料作物である。
ニホンジカ	被害は春から秋にかけて川口、東部両地区の丹藤川周辺や御堂地区等の北上山系を中心に発生。拡大傾向にあり生息数の増加が推測される。主な被害は水稲や野菜等に対する食害である。
カラス	被害は春から秋にかけて町内全域で発生し、常態化している。内容は水稲や果実等に対する食害やいたずらである。
ハクビシン	被害は春から秋にかけて町内全域で発生。拡大傾向にあり生息数の増加が推測される。主な被害は果実等に対する食害であるものの被害の算出に至るほどではない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
ツキノワグマ	被害金額	170 千円	150 千円
	被害面積	20 a	17 a
ニホンジカ	被害金額	832 千円	800 千円
	被害面積	65 a	60 a
カラス	被害金額	337 千円	300 千円
	被害面積	23 a	20 a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ H30年度に岩手町鳥獣被害対策実施隊を発足し、捕獲体制の整備を図った。・ 鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、捕獲機材の導入を図った。	<ul style="list-style-type: none">・ ニホンジカ等の有害鳥獣の個体数減少に努めるとともに、イノシシの侵入が懸念されるため生息実態を把握する必要がある。・ イノシシ等新たな鳥獣被害に備え、捕獲と併せた被害防止対策の指導をする必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 町単独事業により電気柵の設置に対して経費の一部の助成を行っている。	<ul style="list-style-type: none">・ 電気柵等による被害防止対策の推進と周知に努める。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・対象鳥獣の捕獲は、引き続きわな等による捕獲を実施し、被害状況を踏まえ、関係機関と連携し効果的な捕獲方法の研究及び捕獲機材の導入と整備を進める。
- ・農作物被害の防止は、町や県、国の補助事業を活用して電気柵等の導入を進める。
- ・農家や自治振興会、農協等関係機関との連携を強化して被害状況の把握に努め、農作物被害の防止に向けた研修会を実施する等、防護対策や技術の普及を図り、地域ぐるみで被害防止に取り組む。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・岩手町鳥獣被害対策実施隊を任命し迅速な捕獲実施体制の確保。
- ・岩手町地区猟友会に対し、鳥獣保護管理事業、狩猟事故防止事業、有害鳥獣捕獲事業を委託。
- ・ツキノワグマの出没があり、安全かつ迅速な有害鳥獣捕獲を推進する必要があるため、岩手町鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	ツキノワグマ ニホンジカ カラス ハクビシン	<ul style="list-style-type: none">・被害状況等の情報収集や効率的な捕獲方法を検討する。・岩手町地区猟友会と連携を強化し、迅速な捕獲体制を構築するとともに狩猟者の確保育成に努める。・法定猟具を活用し、適正な捕獲を実施する。・対象鳥獣による被害状況に応じ、効果的な捕獲機材の導入を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
【ツキノワグマ】	町独自の捕獲頭数目標は設定せず、県の第4次ツキノワグマ管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。また、個体数の減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ、注意喚起や誘引物の除去、追払いなどによる被害防止に努め、これらの効果が得られない場合のみ必要最小限の捕獲を行う。
【ニホンジカ】	生息数及び生息域の拡大が確認され、農作物被害の増大が懸念されている。わなを用いた捕獲活動を中心に可能な限り捕獲を実施し、年間50頭の捕獲を目標とする。
【カラス】	農作物の被害のほか、ねぐら付近の糞害等被害が多岐に渡ることから、可能な限り捕獲を実施し、年間200羽の捕獲を目標とする。
【ハクビシン】	町南部で生息が確認されてから現在は町全域で確認され、生息数及び生息域が拡大している。農作物被害の増大が懸念されていることから、わなを用いた捕獲活動を中心に可能な限り捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	50	50	50
カラス	200	200	200
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃及び出没情報に応じて、岩手町鳥獣被害対策実施隊の派遣や、岩手町地区猟友会の協力を得て捕獲方法や捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ等による農作物被害が恒常的に発生している状況であり、目撃情報についても広範囲にわたっていることから、今後、特にもニホンジカの有害捕獲について実施していく必要がある。この捕獲率向上のため、射程の長いライフル銃による対応が必要となっている。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岩手町	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
ツキノワグマ	電気柵 8基 (1基当り800m)	電気柵 8基 (1基当り800m)	電気柵 8基 (1基当り800m)
ニホンジカ	電気柵 8基 (1基当り800m)	電気柵 8基 (1基当り800m)	電気柵 8基 (1基当り800m)

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度 ～ 4年度	ツキノワグマ、ニホンジカ、カラス、ハクビシン	町広報等による電気柵の普及や誘引物の適正処理及び周辺環境整備等、被害防止対策の普及啓発等の効果的な被害防止に取り組む。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

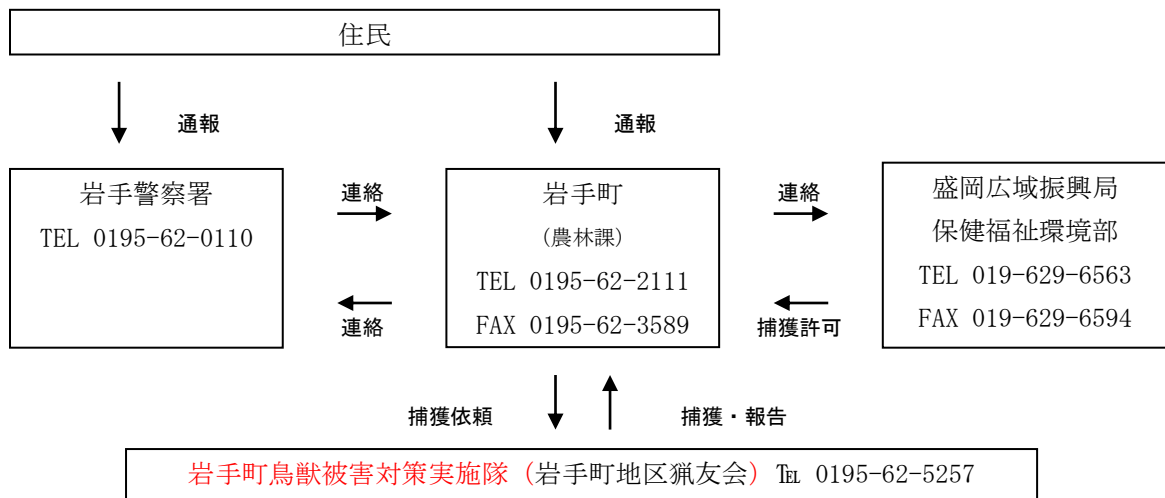
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手町	情報収集、連絡調整、捕獲許可、周辺住民へ注意喚起
岩手町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、意見提言
岩手町地区猟友会	対象鳥獣の捕獲、意見提言
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
岩手警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法は、生態系に影響を与えないような方法で捕獲等をした現場での埋設、適切な処理施設での焼却等により適切に処理する

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

野生鳥獣保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用する

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岩手町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
岩手町	協議会の事務局及び鳥獣による農作物の被害状況の把握とその対応
岩手町地区猟友会	有害鳥獣の捕獲活動に関する取組と意見提言
八幡平農業改良普及センター	鳥獣被害防止対策に関する技術実証・提言、被害防除に関する意見提言
新岩手農業協同組合東部営農経済センター	鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見収集及び意見提言
岩手中央酪農業協同組合	鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見収集及び意見提言
盛岡広域森林組合	鳥獣による森林の被害状況の把握、森林所有者の意見収集及び意見提言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	有害鳥獣被害対策活動の指導、助言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言
岩手町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣被害対策活動の実施
岩手警察署生活安全課	有害鳥獣被害対策及び地域安全活動の実施、指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成30年4月1日
対象鳥獣	岩手町鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣
隊員数	30名以内（岩手町地区猟友会から推薦されたもの）
任期	2年（再任の妨げなし）

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議して計画の見直しを行い、効果的な被害防止に努める。
--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。